

本日の会議に付した事件

令和元年第3回山元町議会臨時会（第1日目）

令和元年11月13日（水）午前10時

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議長の常任委員の辞任
- 日程第 9 議会運営委員の選任
- 日程第10 常磐自動車道建設促進特別委員会の設置について
- 日程第11 亙理名取共立衛生処理組合議会議員選挙
- 日程第12 亙理地区行政事務組合議会議員選挙
- 日程第13 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第14 提出議案の説明
- 日程第15 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
- 日程第16 議案第76号 令和元年度 社総交（復興）請5号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開 議

事務局長（武田賢一君）皆さん、おはようございます。議会事務局長の武田です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の議員、岩佐哲也君をご紹介します。

臨時議長（岩佐哲也君）ただいま紹介されました岩佐哲也でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（岩佐哲也君）この際、このたびの選挙においてお互いに当選の榮譽を担って議席を得たわけではありますが、初対面の方々もいらっしゃいますので、山元町議会先例第29番により議員各位の自己紹介を行います。議員各位におかれましては、行政区名、氏名程度の簡単な自己紹介と、それをお願いいたします。

まず、私から自己紹介いたします。真庭区の岩佐哲也でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、議席順に紹介をお願いいたします。それでは、議席番号1番。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。おはようございます。山寺行政区に住んでおります2期目、伊
藤貞悦でございます。よろしくお願いいたします。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。下郷区の岩佐秀一です。よろしくお願いいたします。

4番（大和晴美君）はい、議長。町区の大和晴美です。よろしくお願いいたします。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。山下区の渡邊千恵美です。どうぞよろしくお願いいたします。

6番（高橋真理子君）はい、議長。浅生原区の高橋真理子でございます。新人でございます。ど
うぞよろしくお願いいたします。

7番（竹内和彦君）はい、議長。町区の竹内和彦でございます。よろしくお願ひします。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。大平区の遠藤龍之です。よろしくお願いいたします。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。真庭区在住の岩佐孝子です。2期目に入ります。皆さんよろし
くお願いいたします。

10番（阿部 均君）はい、議長。中山区の阿部 均です。よろしくお願いいたします。

11番（高橋建夫君）はい、議長。横山区の高橋建夫です。よろしくお願いいたします。

12番（菊地康彦君）はい、議長。山寺区、菊地康彦です。よろしくお願ひします。

13番（橋元伸一君）はい、議長。花釜区、橋元伸一です。よろしくお願いいたします。

臨時議長（岩佐哲也君）以上で議員の紹介を終わります。

臨時議長（岩佐哲也君）ただいまから令和元年第3回山元町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

臨時議長（岩佐哲也君）日程に入る前に、町長から発言の申し出がありますので、これを許可しま
す。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日、ここに任期満了に伴う選挙後、初めてとなる山元町議会が開催されるに当たり
まして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、多くの有権者から力強いご支持と大きな期待を担われ、
めでたく当選の栄に浴されました。本日、こうして議場に皆様方をお迎えすることがで
きましたことは、私の大きな喜びとするところであり、衷心からお祝いを申し上げ、歓
迎の意を表する次第であります。

このたびの選挙は、定数の半数以上とかつてない大幅な新旧交代となった前回とは異
なり、新たに当選された方がお一人だけではありますが、女性議員がさらに増加したこ
とは、議会における男女共同参画社会の実現に資するものと受けとめております。

さて、東日本大震災から8年8カ月が経過いたしました。この間、住まいの再建と町
民の安全安心確保を最優先に、単にもとに戻すだけの復旧にとどまらない「創造的な復
興」をなし遂げるべく、震災前の実に50年分に相当する事業を展開し、町民一丸とな
って果敢に取り組んでまいりました。

こうした中で、過去に例のない対処を幾度となく迫られ、そのたびに議会と執行部は
真剣な議論を交わし、町民の負託に応えるべく、町政発展のため互いに切磋琢磨しなが

ら歩んでまいりました。目の前に立ちほだかる幾多の課題を前に、知恵を絞り、最善の策を見出してきたからこそ、町全体で復興が目に見える形になってきたものと確信しております。

これからは、現在策定を進めております「第6次山元町総合計画」を柱とした、創造的復興からさらなる進化が実感できるまちづくりの実現に向けて、ともに取り組む必要があります。引き続き、議会と執行部が、そして町民が一体となり、チーム山元として心をつにし、後世に誇れる持続可能なまちづくりに向け全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、町執行部に対し大局的な見地からのご理解並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝と今後のご活躍を心からご祈念申し上げまして、歓迎のご挨拶とさせていただきます。

臨時議長（岩佐哲也君）町長の発言を終わります。

臨時議長（岩佐哲也君）日程第1．仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

臨時議長（岩佐哲也君）日程第2．議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長選挙に先立ち、議長を志す議員の所信表明を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

臨時議長（岩佐哲也君）ただいまから議長を志す議員の所信表明を行います。所信表明を行う議員は挙手をお願いいたします。所信表明される方、いらっしゃいませんか。

13番橋元伸一君、登壇願います。

13番（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。

このたび、2期目として当選させていただきました橋元伸一です。

まだ2期目ということで、4年しか町の事業なり内容に関してかかわってはおりませんが、この4年間で自分で感じたこと、そういうことをやっぱり伝えるには今よりも高みを見たほうがいいのかと自分で考えました。その中で、私の所信表明といえますか、気持ちをここでお伝えしたいと思います。

二元代表制のもと、町民の代表である議員として、事務執行の監視役であることを忘れることなく、議員間の自由討議を中心にさらなる議会活性化を図り、町民に対する説明責任を果たしていきたいと考えています。そのことによって、ここに立候補させていただきます。よろしくお願いいたします。

臨時議長（岩佐哲也君）次に、所信表明を行う議員は挙手願います。どなたかいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）それでは、私も所信表明を行います。暫時登壇席に移動いたします。

私は、このたび議長を選ぶに当たりまして志願することといたしました岩佐哲也でございます。

今回、志願することを決意した理由及び議長に選ばれたならば何をするか、どういうことをするか、どのような議会運営を目指すかについて若干申し上げたいと思います。

ただいまもお話ありましたが、議会に期待されること、議会として果たさなければならない役割とは何かというものを振り返ったときに、1つ目は、我々議会は執行部から出されてくる議案を慎重審議し、それを最終的には議決するということがまず1つ目であろうと思います。

それから、2つ目は、それがその決定したことが適正かつ公平に実施されているかどうかということをチェックするというのが大きな課題といたしますか、役目であると。いわゆる住民の立場に立ってあらゆる角度からチェックをするということでもあります。しかし、監視機能というは非常に重要ではありますが、我々議会としてそれだけでいいのかという問題であります。そういう認識であります。

そこで、今から12、3年前になりますが、平成18年から19年ごろ、これにいち早く気づいて、監視だけではだめなんではないかと、もうちょっと執行部、あるいは町、町民にも語りかけて、政策提言を前向きにしていくと、そういう議会活動にすべきではないかということで、北海道の栗山町が議会基本条例というものを制定しました。それが全国に広がりまして、例えば会津若松、あるいは長野県の飯綱町と、非常にそれを有効に使いまして効果を上げているというのが実態でございます。我が町の議会でも、平成23年に制定しました。これに向かって先輩議員たちが努力してきました。効果を上げている、そういう議会に我々もしていかなければならない。

栗山町、あるいは会津若松、あるいは飯綱町長野県で言われているのは、監視型議会の偏重を改めようという、そして行動する議会、政策提案型の議会に持っていこうではないかという努力をされている。他の市町村の皆さんの言われているのは、監視脱却型議会にしようということでもあります。もちろん監視が重要ではないというつもりはありませんし、また皆さんもそういうつもりでおられる。今後は、監視は重要であります、さらに政策提案、提言型の議会に持っていこうと、そういうところに力点を置くべきではないかということで、このたび私はそれを目指してしっかりとした議会運営をすべきではないかということで立候補させていただいたということでございます。

ただし、今現在、会津若松、あるいはその他の例を見ていると、住民から出てきた要望、問題点を政策提言するということであります。んで、私はそれだけでいいのかと、当然これも重要であります。それは、ある意味では受け身であります。我々は山元町議会としては、能動的に、能動的というのはどういうことかと。すなわち、我々みずから勉強し議員力を高めて、そして町民にあるべき姿、もうちょっとこうしたいんではないかという能動的に仕掛けをしていくとか、そういう案を出して、町民と十分議論をして、そして議会でまとめて、町民とまとめて、執行部に提案していくという、それを実現に目指してくというそんな議会にすべきだと、したいということで手を挙げたということでございます。まさに、行動する議会、それを目指したいと思います。

我々、今回の選挙でも皆さんの選挙公約、きょうも何十回と見ておりますが、この選挙公報、これを全部見ますと全議員が、誇れる町、住みたい町、住んでよかった町、安心安全で暮らせる町、もっともっと山元町と、いろんな表現はありますが、目的は一つ、

町民のために、そしてこの震災後の復旧から復興へのさらなる将来に向けた復興が非常に大事な、基礎をつくる大事な時期にみんなと、そして我々議員が提案して町に呼びかけて、町民に呼びかけて、それで町のほうに働きかけて、町とともに町民、議員、議会、執行部一体となって、我が町のあるべき姿、いい方向に持っていく、この4年間にしたいと私はそう思います。

そういったことで、とにかく前へということを含い言葉にですね、全力を尽くしてまいりたいと。ラグビーでワンチームという言葉が多分ことしの流行語大賞か何かもらうんじゃないかと思いますが、我が町議会もみんなで力を合わせてワンチームとして、執行部と一体となって、そして町、町民と一体となってすばらしい住みよい町をつくっていかうではありませんか。そういう意味で最大の私はどんな努力も惜しまないつもりでございます。

ご理解とご協力、ご支援のほどをお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（岩佐哲也君）次に所信表明を行う議員はいらっしゃいませんか。おられれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

以上で議長選挙に係る所信表明を終わりといたします。

臨時議長（岩佐哲也君）選挙は投票で行います。

議場の出入り口をお閉めください。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（岩佐哲也君）ただいまの出席議員数は13名でございます。

次に、立会人を指名します。

山元町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番伊藤貞悦君及び3番岩佐秀一君を指名します。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げておきます。投票は単記無記名です。

配布願います。

〔投票用紙配布〕

臨時議長（岩佐哲也君）投票用紙の配布漏れはありませんか。皆さん行き渡りましたか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）配布漏れなしと認めます。

臨時議長（岩佐哲也君）投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（岩佐哲也君）異状なしと認めます。

臨時議長（岩佐哲也君）ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、

順番に投票願います。

それでは、点呼を命じます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。

1 番 伊 藤 貞 悦 君	3 番 岩 佐 秀 一 君
4 番 大 和 晴 美 君	5 番 渡 邊 千 恵 美 君
6 番 高 橋 眞 理 子 君	7 番 竹 内 和 彦 君
8 番 遠 藤 龍 之 君	9 番 岩 佐 孝 子 君
1 0 番 阿 部 均 君	1 1 番 高 橋 建 夫 君
1 2 番 菊 地 康 彦 君	1 3 番 橋 元 伸 一 君

臨時議長 2 番 岩 佐 哲 也 君。

〔投 票〕

臨時議長（岩佐哲也君）投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（岩佐哲也君）投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

臨時議長（岩佐哲也君）開票を願います。1 番伊藤貞悦君及び3 番岩佐秀一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

臨時議長（岩佐哲也君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 3 票
有効投票 1 3 票
無効投票 ゼロ票
有効投票のうち
岩佐哲也君 8 票
橋元伸一君 5 票
以上のとおりです。

臨時議長（岩佐哲也君）この選挙の法定得票数は4 票です。岩佐哲也君が議長に当選されました。議場の出入り口を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（岩佐哲也君）ただいま議長に私が当選しましたので、山元町議会会議規則第3 2 条第2 項の規定により当選の告知を省略し、就任の挨拶を行います。

議 長（岩佐哲也君）このたび、議長に選出いただきました岩佐哲也でございます。まことにありがとうございます。

ただいま、その責任の重大さを両肩にひしひしと感じているところでございます。浅学非才ではございますが、皆様のご指導、ご協力のもと、その役割をしっかりと果たし

てまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

先ほども町長のお話にもありましたが、我が町はあの忌まわしい東日本大震災から8年8カ月と2日たちました。内陸部の被災しなかった自治体と比較しますと、地方創生、まちづくりという観点においては、トラックの競技を例えますと、8周から9周遅れでございませう。したがって、何としても追いつき追い越せ、すばらしい町を何としてもつくるということで、追いつき追い越せ、各自治体間の競争に打ち勝っていかなければならない。

先ほども申し上げましたけれども、今回の選挙に当たりまして皆さんの公約が、すばらしい町をつくる、住みよい町をつくる、安心して暮らせる町、よりよいもつともつとよい町をつくろうではないかということで皆さんも当選された。これは住民との約束でございませう、公約です。したがって、我々議会議員一団となって誇れる町、活気のある町、すばらしい町、住んでよかった町、住みよい町と、そういう町を一体となって協力して、選挙公約実現に向けてみんなで力を合わせて実行、実施していこうではありませうか。一人では何もできません。皆さんの力をいただいて、お互いに勉強し、ステップアップしてすばらしい町をつくっていこうではありませうか。

よろしくお願ひ申し上げて、私の当選の御礼とご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

臨時議長（岩佐哲也君）これで臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第3．副議長の選挙を行います。

お諮りします。

副議長選挙に先立ち、副議長を志す議員の所信表明を行いたいと思います。これにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）ただいまから副議長を志す議員の所信表明を行います。所信表明を行う議員は挙手願ひします。

最初に手を挙げました11番高橋建夫君、登壇願ひします。

11番（高橋建夫君）はい、議長。副議長選挙に立候補いたしました高橋建夫です。

今回の町議会一般選挙に当たり、私は復興の総仕上げはもちろんのこと、大震災前からの重要な課題解決を踏まえ、3つのスローガン「子供に夢を」、「若者に希望を」、「高齢者に安心を」、そして4つの施策目標として、「人口減少対策」、「子育て・教育の充実」、「高齢者の福祉対策」、「防災・減災のまちづくり」を主張してまいりました。

今回の選挙は、前回の新人8人が全て当選し、新たに女性1名が加わり、議員活動もさらに充実すると期待されます。いずれにしても、議員の皆様は社会のそれぞれの分野で培ってきた豊富な経験と実績を生かし、この愛する山元町を希望の持てる持続性のある町にしていく思いは同じだと強く感じております。

私が今回副議長に立候補したゆえんは、風通しのよい議会を目指し、それが先々継承されていることを願ひ立候補いたしました。具体的には、政策提言する議会、住民参加、そして住民から信頼される議会、議員間で真摯な討議のできる議会、町執行部が意欲を

持って業務遂行できる議会です。それには、二元代表制のもと、執行部と議会の信頼関係の両輪、そして各種業界と町民の四輪駆動が大切であることを、時にこの4年間学ばせていただきました。

新議長をサポートし、議会運営、議会活動がより円滑にいくよう努めますので、よろしくお願ひし、副議長立候補の所信表明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐哲也君）ほかに所信表明を行う議員は挙手願ひます。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。このたび、副議長に立候補いたします伊藤貞悦です。

1期4年間の議員活動、議会活動を通じて得たことや学んだこと、反省し改めなければならないことを踏まえ、私は2期目の選挙に臨みました。今回の選挙運動において、多くの町民の皆様から、議員や議会活動に対する不満の声を聞くことが多々ありました。内容については申し上げませんが、この町民の声には傾聴に値することも多くございました。

山元町議会基本条例の前条や基本条例の1条にも書いてありますように、第1条は目的というふうなことでございますが、これに明示されているように、議会は町民の意思を代弁する合議制機関であるというふうなことが明示されております。私個人は、この、議員は初心に返って、この議会や町民の意思を代弁する、このことを肝に銘じ活動することが基本であるだろうというふうなことで、議員の本分はこのことにあるというふうなことを痛感しております。

2期目に当たり、先ほど選ばれました議長を補佐し、議会と町執行部との円滑なる運営の役割をぜひ果たしたいというふうな決意のもとに今回立候補したいというふうな決意に至りました。4年間の私自身の活動、経験から決して議会と町執行部の円滑なる運営はできていないというふうな判断のもとでございます。町民に信頼される議会を強く望み、今回立候補をする決意をいたしました。私の信条や生活姿勢にご賛同いただけるなら、ご記名いただきたいと思いますと思っております。

以上をもって、副議長に立候補いたしました私の所信並びに決意表明としたいと思います。以上で終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに所信表明を行う議員はいませんか。挙手願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

以上で副議長選挙に係る所信表明を終わりといたします。

議長（岩佐哲也君）選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長（岩佐哲也君）ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名します。

山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番大和晴美君及び5番渡邊千恵美君を指名します。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

議長（岩佐哲也君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）配布漏れなしと認めます。

議長（岩佐哲也君）投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（岩佐哲也君）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と指名を呼びますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。

1 番 伊 藤 貞 悦 君	3 番 岩 佐 秀 一 君
4 番 大 和 晴 美 君	5 番 渡 邊 千 恵 美 君
6 番 高 橋 眞 理 子 君	7 番 竹 内 和 彦 君
8 番 遠 藤 龍 之 君	9 番 岩 佐 孝 子 君
1 0 番 阿 部 均 君	1 1 番 高 橋 建 夫 君
1 2 番 菊 地 康 彦 君	1 3 番 橋 元 伸 一 君

議長 2 番 岩 佐 哲 也 君。

〔投 票〕

議長（岩佐哲也君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）投票漏れなしと認めます。

議長（岩佐哲也君）以上で投票を終わります。

開票願います。4 番大和晴美君及び5 番渡邊千恵美君、開票立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（岩佐哲也君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 3 票

有効投票 1 3 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

高橋建夫君 8 票

伊藤貞悦君 5 票

以上のとおりです。

議長（岩佐哲也君）この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、高橋建夫君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（岩佐哲也君）ただいま副議長に当選されました高橋建夫君が議場におられます。山元町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

副議長に当選された高橋建夫君を紹介いたします。高橋建夫君、登壇し就任の挨拶を願います。

副議長（高橋建夫君）はい、議長。副議長選挙に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議会運営に対する基本姿勢は、さきの所信表明で述べたとおりでございます。常に町民の皆様の負託を背に、議会基本条例の精神を生かした議会運営に努め、副議長としての役割を果たしていきたいと思っております。

議員の皆さん、執行部の皆さん、職員の皆さん、町民の皆さん、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．議席の指定を行います。

議席は、山元町議会会議規則第3条第1項の規定によって議長が指定します。

事務局長が議席番号及び氏名を読み上げます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。

1番 伊藤 貞悦 君	2番 橋元 伸一 君
3番 岩佐 秀一 君	4番 大和 晴美 君
5番 渡邊 千恵美 君	6番 高橋 眞理子 君
7番 竹内 和彦 君	8番 遠藤 龍之 君
9番 岩佐 孝子 君	10番 阿部 均 君
11番 菊地 康彦 君	12番 高橋 建夫 君
13番 岩佐 哲也 君	

以上です。

議長（岩佐哲也君）以上のとおり指定します。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩します。議席の交換を願います。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

議長（岩佐哲也君）それでは再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第5．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、1番伊藤貞悦君、2番橋元伸一君を指名します。

議長（岩佐哲也君）日程第6．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

会期は本日1日と決定しました。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩いたします。これから議会の組織を構成するため、一旦執行部の方々には退席願います。再開は午後の予定ですが、再開は改めてご連絡申し上げます。

午前11時00分 休憩

〔執行部退席〕

午後 1時55分 再開

議長（岩佐哲也君）それでは再開します。休憩前に続きまして会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第7．常任委員の選任を行います。

ただいまから常任委員を指名します。

お諮りします。

総務民生常任委員に、2番橋元伸一君、3番岩佐秀一君、5番渡邊千恵美君、6番高橋眞理子君、8番遠藤龍之君、12番高橋建夫君、13番岩佐哲也、以上の7名でございます。

産建教育常任委員に、1番伊藤貞悦君、4番大和晴美君、7番竹内和彦君、9番岩佐孝子君、10番阿部均君、11番菊地康彦君、以上6人をそれぞれ指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名したとおりそれぞれ常任委員に選任することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩します。

なお、申し上げます。休憩中に総務民生常任委員会は第1委員会室で、産建教育常任委員会は第2委員会室で委員長及び副委員長の互選を行い、また、推選する議会運営委員会及び議会広報・広聴常任委員会委員を選出してください。選出された議会広報・広聴常任委員は両常任委員会終了後に第3委員会室で常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

午後1時57分 休憩

午後3時40分 再開

議長（岩佐哲也君）それでは再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）議会広報・広聴常任委員が休憩中に選任されました。常任委員を指名します。

議会広報・広聴常任委員に、1番伊藤貞悦君、3番岩佐秀一君、4番大和晴美君、6番高橋眞理子君、9番岩佐孝子君、以上5人を指名します。

お諮りします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり議会広報・広聴常任委員に選任することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

総務民生常任委員会委員長に橋元伸一君、同副委員長に岩佐秀一君、産建教育常任委員会委員長に菊地康彦君、同副委員長に岩佐孝子君、議会広報・広聴常任委員会委員長に岩佐孝子君、同副委員長に高橋眞理子君、以上のとおり選任されました。

議長（岩佐哲也君）日程第8．議長の常任委員の辞任を議題とします。

本件は一身上に關することであり、地方自治法第117条の規定によって除席に該当するので副議長と交代します。

〔議長：退席〕

〔副議長：議長席へ着く〕

副議長（高橋建夫君）議長と交代しましたが、引き続き議事を進めます。

お諮りします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（高橋建夫君）異議なしと認めます。

議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

副議長（高橋建夫君）議長と交代します。

〔副議長：退席〕

〔議長：議長席へ着く〕

議長（岩佐哲也君）日程第9．議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

1番伊藤貞悦君、2番橋元伸一君、7番竹内和彦君、8番遠藤龍之君、11番菊地康彦君、以上の5名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩とします。

休憩中に、第3委員会室において議会運営委員会を開催して、委員長並びに副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。暫時休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後4時29分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）議会運営委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に1番伊藤貞悦君、同副委員長に8番遠藤龍之君、以上のとおり選任されました。

議長（岩佐哲也君）日程第10．常盤自動車道建設促進特別委員会の設置について議題とします。

お諮りします。

常盤自動車道建設促進特別委員会の設置については、議長を除く全員をもって構成し、これに付託の上、調査が終了するまでとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

議長を除く全員で構成する常盤自動車道建設促進特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまでと決定しました。

議長（岩佐哲也君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長といたします。

この際、暫時休憩します。

休憩中に、全員協議会室において常盤自動車道建設促進特別委員会を開催して、委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

午後4時30分 休憩

午後4時59分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）常盤自動車道建設促進特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

常盤自動車道建設促進特別委員会委員長に8番遠藤龍之君、同副委員長に3番岩佐秀一君、以上のとおり選任されました。

議長（岩佐哲也君）日程第11．互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び山元町議会先例52番の規

定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）互理名取共立衛生処理組合議会議員に、2番橋元伸一君、5番渡邊千恵美君、11番菊地康彦君、12番高橋建夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました橋元伸一君、渡邊千恵美君、菊地康彦君、高橋建夫君を互理名取共立衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名しました2番橋元伸一君、5番渡邊千恵美君、11番菊地康彦君、12番高橋建夫君、互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました。

議長（岩佐哲也君）ただいま互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました橋元伸一君、渡邊千恵美君、菊地康彦君、高橋建夫君、議場におりますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議長（岩佐哲也君）この際、互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました橋元伸一君、渡邊千恵美君、菊地康彦君、高橋建夫君を紹介いたします。登壇願います。どうぞ前へ。4人を代表して高橋建夫君、代表挨拶をお願いします。

12番（高橋建夫君）はい、議長。一言ご挨拶を申し上げます。

互理名取共立衛生処理組合の一番の懸案となっているのが最終処分場です。名取市に立地することに決まっていますが、具体的な立地整備は明確になっておりません。私たちこの4人は一生懸命本件を推進していくよう努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）どうぞお戻りください。

議長（岩佐哲也君）日程第12．互理地区行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び山元町議会先例52番の規

定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）亙理地区行政事務組合議会議員に、1番伊藤貞悦君、3番岩佐秀一君、4番大和晴美君、8番遠藤龍之君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました1番伊藤貞悦君、3番岩佐秀一君、4番大和晴美君、8番遠藤龍之君を亙理地区行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

ただいま指名しました1番伊藤貞悦君、3番岩佐秀一君、4番大和晴美君、8番遠藤龍之君が亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました。

議長（岩佐哲也君）ただいま亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました伊藤貞悦君、岩佐秀一君、大和晴美君、遠藤龍之君が議場におりますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議長（岩佐哲也君）この際、亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました伊藤貞悦君、岩佐秀一君、大和晴美君、遠藤龍之君をご紹介します。登壇願います。4人を代表して岩佐秀一君が代表挨拶をお願いします。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。代表いたしまして挨拶をさせていただきます。

私どもは、亙理地区行政事務組合議会議員に選ばれました。そして、この4名が代表としてこれから議会活動を行っていきます。安全安心をモットーに、いろんな場面で積極的に活動してまいりたいと思います。そのためには、皆様のご協力が必要と思われるので、ぜひご協力よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）お戻りください。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13．宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び山元町議会先例53番の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に9番岩佐孝子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した9番岩佐孝子君を宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

ただいま指名しました9番岩佐孝子君が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議長（岩佐哲也君）ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました9番岩佐孝子君が議場におりますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議長（岩佐哲也君）この際、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました岩佐孝子君をご紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いします。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に選んでいただきました岩佐です。

私はですね、今回、各委員会・常任委員会の構成において、全体的な決定における疑問を非常に感じておりました。そういうことから、私は辞退も考えました。しかし、これ以上議会を混乱させるために辞退をするということには至りません。私の本意ではありません。よって、今回ここに了承承諾をいたしましたので、この4年間精いっぱい全力投球をし、責任を果たしたいと思います。皆様のご協力、よろしく申し上げます。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩します。

午後5時11分 休憩

午後5時35分 再開

議長（岩佐哲也君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）一般選挙後、最初の議会でありますので、山元町議会先例31番により執行機関の紹介を行います。

最初に町長齋藤俊夫君、お願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。齋藤でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）続きまして、代表監査委員淀川 昭君、お願いいたします。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。代表監査委員を務めさせてもらっています淀川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（岩佐哲也君）続いて、総務課長菅野寛俊君から課長等の紹介をお願いいたします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、私から執行部側説明員である各課長等の紹介をさせていただきます。

なお、紹介は、議員の皆様から見て前列左側から順に紹介いたします。

税務課長佐藤繁樹でございます。

会計管理者兼町民生活課長大和田紀子でございます。

教育委員会教育総務課長佐藤兵吉でございます。

教育委員会生涯学習課長佐山 学でございます。

続いて、2列目でございます。

地域包括支援センター所長高橋千代子でございます。

保健福祉課長桔梗俊幸でございます。

子育て定住推進課長青田 浩でございます。

企画財政課長大内貴博でございます。宮城県からの派遣でございます。

建設課長佐藤 誠でございます。宮城県からの派遣でございます。

商工観光交流課長大和田 敦でございます。

農林水産課長佐藤和典でございます。

東部地区基盤整備推進室長蓬畑健一でございます。宮城県からの派遣でございます。

農業委員会事務局長酒井昭彦でございます。

続いて、3列目でございます。

上下水道事業所長大橋邦夫でございます。

最後に、私、総務課長の菅野寛俊でございます。

以上、執行部側説明員である各課長等についてご紹介申し上げました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）以上で紹介を終わります。

議長（岩佐哲也君）続いて、議会の組織が決定しましたので、事務局長から報告させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。配布されております山元町議会の組織をご覧いただきたいと思っております。

議長岩佐哲也君、副議長高橋建夫君。

総務民生常任委員会委員長橋元伸一君、副委員長岩佐秀一君、委員渡邊千恵美君、高橋眞理子君、遠藤龍之君、高橋建夫君。

産建教育常任委員会委員長菊地康彦君、副委員長岩佐孝子君、委員伊藤貞悦君、大和

晴美君、竹内和彦君、阿部 均君。

議会広報・広聴常任委員会委員長岩佐孝子君、副委員長高橋真理子君、委員伊藤貞悦君、岩佐秀一君、大和晴美君。

議会運営委員会委員長伊藤貞悦君、副委員長遠藤龍之君、委員橋元伸一君、竹内和彦君、菊地康彦君。

常盤自動車道建設促進特別委員会委員長遠藤龍之君、副委員長岩佐秀一君。

亘理名取共立衛生処理組合議会議員橋元伸一君、渡邊千恵美君、菊地康彦君、高橋建夫君。

亘理地区行政事務組合議会議員伊藤貞悦君、岩佐秀一君、大和晴美君、遠藤龍之君。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員岩佐孝子君。

以上です。

議長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

10月7日、仙南・亘理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

総務民正常任委員会、10月2日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、10月2日、委員会が開かれました。

議会広報・広聴常任委員会、9月30日、10月9日、10月18日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、9月25日、委員会が開かれました。

2. 長送付議案等の受理。

町長から議案等2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 監査、検査結果報告書の受理。

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4. 説明員の出席要求。

本臨時議会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（岩佐哲也君）これで議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第14. 提出議案の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ここに令和元年第3回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明を申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まずもって、このたび第19代議長に就任されました岩佐哲也議員並びに第19第副議長に就任されました高橋建夫議員に対し、心からお祝い申し上げますとともに、ご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げる次第であります。

先月中旬に発生した台風19号及び先月25日の大雨についてですが、関東甲信、東北地方を中心に甚大な被害を受け、特に台風19号による被害は、激甚災害の指定や災害救助法が適用されるなど、本町におきましても甚大な被害を受けました。

本町の被害としましては、町管理の公共土木施設、農業土木施設等を合わせて約280カ所の災害が発生し、被害額は約4億2,000万円となることが見込まれております。

被災した応急的に必要な箇所については、既に復旧工事を実施しており、その他の箇所については、今後実施される国の災害査定を受けた後、復旧工事に着手する予定となっております。

なお、このほかに農産物被害が約1億7,000万円となる見込みとなっております。土木施設と合わせました被害額は現時点で約5億9,000万円の見込みとなっております。

このような中、本町では、今回の被害により甚大な被害を受けた角田市、丸森町に対しまして、いち早く救援物資を届けるとともに、東日本大震災での経験や知見を踏まえ、職員を派遣し、罹災証明書等の受け付け業務や、罹災家屋の現地調査、保健師による巡回業務等の支援を行ったところであります。

町といたしましては、一刻も早い災害復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、急施専決処分に係る承認議案について申し上げます。

承認第4号については、令和元年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）であります。

今回の一般会計補正予算は、先月に発生した台風19号及び大雨により約280カ所の災害が発生し、約4億2,000万円もの甚大な被害が発生したことから、この被害のうち特に緊急性が高い約100カ所の応急復旧工事費や災害復旧に係る測量業務等の経費のほか、災害対応や角田市、丸森町への職員派遣に係る職員手当等について、歳入歳出約1億7,000万円を増額し、総額119億9,000万円余とする補正予算として専決処分したものであり、議会の承認を求めるものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第76号については、高瀬笠野線道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和元年第3回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の詳細につきましてはさらに関係課長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、監査委員の選任につき同意を求めることについては、追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際にはご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15、承認第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和元年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めますのでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和元年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をしております。財源調整等、必要最小限の範囲での補正予算として、令和元年10月12日付で専決処分を行ったものでございます。

さらに、もう一枚おめくり願います。

令和元年度山元町一般会計補正予算専決第1号でございます。

まず、歳入歳出予算の補正予算についてでございますが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ1億7,182万1,000円を増額し、総額を119億9,352万4,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきますので、7ページをお開き願います。

第3款民生費第3項災害救助費でございます。第1目災害救助費でございますが、978万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、先月12日の台風19号の対応に要した避難所の運営等における人件費や消耗品等の費用のほか、被害が大きかった角田市や丸森町への支援に要した人件費等の費用を計上したものであります。

次に、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1目公共土木施設単独災害復旧費につきましては、6,635万円を増額しております。こちらにつきましては、復旧に必要な測量設計業務の委託に要した費用のほか、応急復旧工事に要した費用等を計上しております。このうち4,500万円の財源は地方債でございます。

続きまして、第2目公共土木施設補助災害復旧費につきましては、8,000万円を増額しております。こちらにつきましては、今後災害査定を受ける補助災害の測量設計業務の委託に要した費用を計上しております。財源は全額地方債でございます。

次に、同じく11款第2項農林水産業施設災害復旧費でございます。第1目農業用施設単独災害復旧費につきましては、1,204万円を増額しております。こちらにつきましては、緊急対応としての応急ポンプ設置に要した費用のほか、応急復旧工事に要した費用を計上しております。

ページをおめくりいただきまして、続きまして第2目農業用施設補助災害復旧費につきましては、365万円を増額しております。こちらにつきましては、今後災害査定を受ける補助災害の測量設計業務の委託に要した費用を計上しております。このうち320万円の財源は地方債でございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明をいたします。

6ページをご覧願います。

初めに、第14款国庫支出金でございます。こちらにつきましては、244万7,000円を増額しております。台風19号による災害は災害救助法の適用となったことから、その負担分を受け入れるものでございます。

次に、第18款繰入金でございます。こちらにつきましては、4,117万4,000円を増額しております。先ほど歳出予算でご説明をいたしましたが、起債対象外の経費等について、財源調整のために財政調整基金を取り崩すものであります。

次に、第21款町債でございますが、次の地方債の補正でご説明をいたします。

以上が歳入予算の説明になります。

最後に、地方債の補正についてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

地方債については、公共土木施設単独災害害復旧事業、公共土木施設補助災害復旧事業、農林水産施設補助災害復旧事業について、それぞれ記載のと通りの補正を行っております。起債の方法や利率、償還の方法については変更ありません。

以上が補正予算の内容となります。ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番菊地康彦君の質疑を許します。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今回の補正なんですけれども、総括的な内容でちょっと確認したいんですけれども、被災、被害を受けた箇所への応急処置ということなんですけど、この予算のほとんどは応急の緊急性の高い100カ所の応急処置にもう既に使われている経費なのかどうか確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。先ほどご説明したもののうち、分けますと応急復旧ということで、そのときに即座に対応したものがまずございます。そのほかには、今後その工事をするに当たっての測量設計に要した費用ということになります。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今回、この被災した箇所は2年ほど前ですかね、台風9号でもかなりの被害を受けてかなりの修復をしている箇所があるんですが、その同等のですね、同じような箇所が何カ所かあったかと思うんですが、この辺の内容はいかがでしょうか。

建設課課長（佐藤 誠君）はい、議長。今ご質問のあった件でございますけれども、こちらで把握している範囲では、補助災害、要は国の補助の対象になる災害箇所でもですね、何カ所か、ちょっと済みません、記憶になってしまいますけれども、3カ所ほど2年前に被災した箇所が再度被災しているという箇所がございます。あと、応急復旧、公共土木関係では59カ所実施しておりますけれども、このうちでもやはりそれなりの箇所はですね、こういった雨が降ると毎回同じような土砂の流出ですとか倒木ですとか、そういったものが起こって今回も起こっている箇所がございます。

以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。済みません、先ほど台風9号と申しましたが21号の誤りだったそうなので、訂正いたします。

それで、今課長からお話あったように、同じ箇所がやられているという箇所も私も何個か見ていまして、やはりこういった費用は応急で緊急を要するものはやむを得ないと

思うんですが、先ほど企画財政課長からあったように、これから委託する際の設計等ですね、この辺も費用が絡んでくるということなんですが、ぜひ応急処置にとどまらず、どのくらいの効果があるかわかりませんが、やはり同じ箇所が何カ所もやられないというか、被害に遭わないようなですね、大雨はもう100年に1回とか、何年に1回というのはもう死語になってきています。毎年起こり得ることですので、ぜひこの辺の強化を踏まえて予算執行に当たっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はございませんか。

町長、何かよろしいですか。町長齋藤俊夫君の発言を許します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま、菊地議員からですね、災害復旧、その強化をしてというふうな趣旨の話、頂戴しました。基本的にはですね、私も全く同感なんでございませけれども、ご案内のようにこの公共土木施設につきましては、国のですね、災害復旧の基準、あるいはそのこれまでの各50年分の降水確率からくるところの、全てこの基準がございませ。ですから、全国各地で基本的にはその基準に沿って復旧に当たらなければならないというジレンマがあるのも事実でございませ。

今回の台風の大雨災害の中でですね、国のほうでもそういう部分については、今議員ご指摘のようにですね、同じ場所で同じような被害を繰り返さないような姿勢で取り組まなくちゃいけないという、安倍総理もそういうふうな考え、姿勢でおられるようございませるのでですね、順次そういう方向性が強化されるものと期待しておりますし、我々も町村会なり県なりと連携しながらですね、そういう方向性をさらにこうプッシュしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町としては何らかの手当をする中でですね、少しでも同じ場所での被害を繰り返さないような努力は、これは継続していく必要があるというふうに考えているところでございませ。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今提案されておりますのは承認ということで、本当にこの応急復旧ということの対応かということでありませますが、先ほどの町長説明の中で、被害額約4億2,000万にこのプラスして農業被害1億7,000万で5億9,000万という数字が示されたんですが、最後のほうではまたもとに戻って4億2,000万の甚大な被害が発生したということで、この辺のね、このまとめ方、実際。そして、またさらにふえるのかなというふうに想定予想してるんですが、今現時点でのですね、町の見方。といいますのは、町のほうで本当にというか、詳細にわたっての調査の結果の数字になっているのかな。まだ残っているものがあるのか。

これまでのをこう見てみますと、町独自のほうの調査もあります。あと、地域住民からの訴えがあつて、そしてそれで調べてみた結果やっぱりその被害があつたということで、こうどんどん広がっているというふうな動きかと思うんですが、もうそろそろですね、時期も時期で、ある程度の全容が見えるのかな。まあ、前回の確認では11月何十日には全体が見えるというような報告ができるということがありませましたが、その辺の現状をですね、現状といいますか、どの程度の取り組みの状況、まあ被害総額、もうほぼ調査済み、その結果このくらい。先ほど、ですからその農業被害も入れて5億9,000万円という数字が新たに出来たかと思うんですが、その辺の受けとめといいますか、

今現在まだ動きがあるのか。まだ最終結果でなくてさらに広がってくるのかということがあれば確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの私、提案理由の中でですね、説明申し上げた部分でございませけれども、どうしてもこの日程の日時の中で提案理由を整理する必要がございませるので、その時点で判明している分について今回約4億2,000万というふうなことで整理させていただきましたけれども、その後、農業被害についても一定の被害額が確認されたもんですから、この場で追加でご案内をさせていただいたというのが先ほどのこの4億2,000万プラス1億7,000万、合わせて5億9,000万とそういうことでございませ。そういうことで、予算そのものに関しましては、今回はこの提案理由の2ページにもございませるように、4億2,000万円をベースにしたところの考え方で補正予算を組んでいるというようなことでございませ。議員ご懸念のプラスの部分についてはですね、今それぞれの部署で精査をしているところでもございませるので、21日に予定されております全員協議会の場のほうでですね、さらに精度の高い被害状況をご報告したいなというふうに考えているところでございませ。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、だってその21日は、きょう13日だからさらにまだ今現時点よりも、まあ21日に発表するということは前もって伝わってきてるんですが、説明を受けてるんですが、ですが、その当時と、想定しているのと、あと今現在と、あとさらに今後、さらにこう広がるということもあるのかどうかという懸念つつうかね、その辺どのように想定してんのかね。

今ここで示されているのは4億2,000万、そして新たに1億7,000万ふえて農業被害が確認されて5億9,000万ということでの説明なんです、今先ほど町長説明されたんでは、それから280カ所の災害というね、280カ所の災害が発生して4億2,000万という数値出してるわけですけども、その辺の動きについても、280カ所というのがもうさらに500カ所になってるのかね、1,000カ所になってるのかとかね。というところが今の時点でもしあればです。今言うようにね、21日には最終の姿をこう示してくれるのかなというふうに思っておりますが、それがどのくらいか、規模になっているのかという心配、懸念もあるということからの確認です。まあ、今この時点でそれが示されないということであれば、それは仕方がないですねということで、それでいいのかなということもあるんですが、以上です。答えられなければいいです。

議長（岩佐哲也君）答えませか。答えられませか。

建設課長（佐藤誠君）はい、議長。被害箇所に関しましては、この今回の箇所以降ですね、大きなところも関してはもうほぼ出尽くしていると考えております。ただやはり、地元の方からの通報等でまだ少しずつふえてはいる状況でございませるので、もう少し上積みになると考えております。

以上でございませ。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その際ですね、その被災者といいますか、住民からの訴えに対しては俊敏に機敏に対応していただければなということ伝えて終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて採決をします。
お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第16、議案第76号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。では、議案第76号令和元年度 社総交（復興）請5号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結について説明させていただきます。

配布資料のNo.1で説明させていただきますので、お手元に準備をお願いいたします。

本議案の提案理由でございますが、高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1番、契約の目的でございますが、記載のとおりでございます。

2番、契約の方法についてですが、指名競争入札となっております。指名業者数は9社でございます。

3番、契約金額でございますが、7,579万円でございます。消費税を含みます。落札率は81.91パーセントとなっております。

4、契約の相手方でございますが、野村建設株式会社、町内の業者となっております。裏面をご覧ください。

こちらに今回、本工事の指名業者及び各社の入札金額について記載してございます。概要にお戻りください。

5番、工事の場所ですが、山元町笠野地内となっております。

1枚めぐりまして、位置図をご覧ください。

こちら、左下から右上に斜めに走っておりますのが町道高瀬笠野線でございます。今回工事を施工する区間は国道6号から東側に向かい、鉄道のアンダーパスを超えたところから町道1号街道線までの区間、延長300メートルとなっております。

概要にお戻りください。

6、工事の概要でございますが、記載のとおり、道路土工、擁壁工、排水構造物工、構造物撤去工、舗装工、縁石工を施工するものでございます。

2枚めぐりまして、平面図をご覧ください。

こちらで赤く着色している区間が今回の工事区間となります。下に断面図が書いてございますけれども、工事の基本的な内容といたしましては、車道を若干拡幅いたしまして、かつ歩道を設置し、両側に水路を設置すると、そういった内容となっております。

概要にお戻りください。

7、工期でございますが、議決された日の翌日から令和2年3月24日までとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。工期ですが、来年の3月24日までになっておりますけれども、田植えの準備等に支障はないのでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今回の工事でございますけれども、ご指摘のとおり田植えの準備等の影響が懸念されますので、それをできるだけ軽減するような手順で考えております。まずは、アンダーパスからすぐ出た場所ですね、今通行どめになっておる区間がございますので、こちらに関してはもう通行どめをしている間にできるだけ速やかに進めると。あと、その後のそれより東側の区間ですけれども、こちらに関しましては、基本的には片側交互通行で施工できますので、ある程度通行は確保できるものと考えておりますけれども、もちろん地元の利用者の方々ですね、声を聞きつつ、できる限り影響が少ないやり方で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。3月24日、農作業、そして地域の方々が非常に、ここを利用する方々が非常に多いので、住民の方々に不便の来さないように、そして事故のないような作業にしていただければというふうに望んでおります。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今、工期を心配する質問があつたんですが、なぜこの時期の契約なのか。当初予算で立派に予算をね、措置しているのにもかかわらず、なぜこの年末迫ってね、そういう心配もしなくちゃならない時期に着手しなくちゃならないのか。その辺の背景、理由、要因についてお伺いいたします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今年度の予定といたしまして、この工事区間ですね、用地の買収を行い、その後工事を着手するという計画でおりました。そして、用地買収についてでございますけれども、時間を想定よりも要してしまいまして、最終的に判こをいただくまで10月上旬までかかってしまったという状況でございます。それを受けまして今回工事を発注したことから、この時期の発注とさせていただきます。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうですね。そして、工期、工事着手が遅れるといつも同じようなこういった理由になるわけですが、そもそもね、この当初予算で上げているんですね、立派につつうかね。もうその時点から動いてもなお同じようなといいますかね、であるならば、どのようなこの計画の中でね、当初予算をね、予算化したのかね。逆に言うと、予算化するためにね、こういう計画で事業計画でそれが認められたから予算化するというので、予算化したらもうすぐに動くという動きが、というふうに我々は受けとめてるんですが、なぜかこうこの間こういった事業になりますと、もう年末近くに

なって出てきて、そして先ほど心配もありました工期のことですね。そして、結局その納期というか、工期に間に合わなくて次年度に繰り越すと。次年度に繰り越されると、我々もそのチェックがこう甘くなるといいますかね、それはこっちの責任というふうになるのかもわかりませんが、こういう大きな事業、そしてもうこの事業についてはもう何年も前から予定されている事業なんですよ。そうすると、今言ったね、その用買のために時間を要したということはもうその前の事業でも経験している、体験している、そのことも含めての当初予算の計画、当初の計画で、そしてそれに見合った予算を立てて事業に着手というふうな流れになるかと思うんですが、その辺の動きはどうだったんでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。用地買収に関しましてはですね、4月当初から取り組んで、できるだけ早い時期にですね、年度内に完成するような工事を完成するようなことができるようにということで取り組んではまいったところでございますけれども、やはり相手のあることでございますので、そうですね、2カ月ぐらい当初予定よりもかかってしまったということになるのかと思いますけれども、こういった形になってしまったという形でございます。用地に関しましては、年間の事業計画をもとに取り組んできたところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あの、だったら、その用買のね、何件くらいがその対象になってるんですか。遅れた要因になったね。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。選挙前になってしまいますけれども、9月ですかね、9月の決算審査の際に現地を説明させていただいたかと思っておりますけれども、今回、アンダーパスから東側、県道、新県道の間で合計地権者11名となっております。そして、その中で、9月の時点、そうですね、合計11名となっております、そのうち現在9名が契約済みとなっております。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことでご努力のね、いろいろ障害がありながら努力して、まあこういう結果になっているというのは伝わってきますがね、毎回この間繰り越し繰り越しというのの繰り返しですよ。そういうのを経験しているわけで、そしてこの線については、この線ばかりでなくてももう何年も前から示されている計画なんですよ。これはもうやるって決まっただから。それを、このぼつ、ぼつ、ぼつとこう切っていね、やっている。それがいいが悪いがは別にしてね。もうちゃんと予定されている路線であるにもかかわらず、こういうね、問題つつうか、懸念が生まれてくるというような取り組みについては、やっぱりこれはもう少しこう考えていただく必要があるのではないかとことを求め、訴えて、答えが同じになるかと思っておりますので、ですからもう少しそういうことについてはしっかりととは言わないが、普通にやってくださいと、取り組んでくださいということを求めておきます。

それから、ちょっとこまいことになるんですが、まあ素朴な疑問として、その工事概要についてなんですが、施工延長300メートルに対して、一番下の歩車道境界ブロックは740メートルというふうに示されているんですが、これは両側ということなのでしょう。それとも、あの平面図で見えますと、この歩車道については、ブロックについては工事終点を超え全長を施工するというふうな説明があるんですが、どのように理解をしていいのかですね。工事概要の説明としてね、工事概要の説明としてこうして

載せている以上、それに合わせたこの図面っていいですかね、も示していただかないと、私もちょっとこれをね、どう判断すればいいのかというふうになるわけですが、この辺のこのご説明。

それから、何だ、右上のこれも流末まで施工するとか、こいつは関係ねえが、直接、とかね、その辺、ちょっとどのようにこのイメージをすればいいのかね。この歩車道だけはもうずっと、あ、ブロックだけはもう施工してね、施工しておく。この事業の中身の7, 500万の中でね。そうすると、その後の東側の事業の契約つつうのはどういうふうに、どういう業者が。これはもう野村さんに決まってるのがななんていうふうなごともね。そうすると、もうこいつやっちゃってからはもうそれは随契か何かで、もう次のその続く事業も野村さんにもう決まってるということというふうにイメージしていいのかなというふうな、に思ってしまうんですが、この辺のちょっと説明。まあ740メートルの内訳とといいますかね、中身について確認したいと思います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今、遠藤議員からご指摘のありました件、確かにこの記載ですと非常にわかりづらい形であったと反省しております。この歩車道境界ブロック740メートルでございますけれども、これは今回記載している区間とは別の区間、もっと東側のほうですね。もう工事を進めて、これから進めるところがございまして、そちらの分でございます。ちょっとその辺はこちらに資料だけからは見えなかったことはおわび申し上げます。

あともう一つ、図面の右上の排水構造物が云々の記載でございますけれども、これは工事発注の図面をそのまま使用しております、工事発注時の施工の注意事項というような意味合いのものでございます。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。であるならば、そういう説明をしていただかないと、私たちこれ決めるんですよ、7, 000万円もするもの。承認しなくちゃ。そういう説明ではね、ちょっと不安が残る。

あと、今のその740メートルの説明についてもですね、これは前やったとかね。そしたらね、ここの記述が間違ってるんだったら、ここ明確に言ってもらわないと、この配布資料で我々は判断するんですから、その配布資料で皆さん説明しているわけですから、この契約内容についてね。もしここに問題があるんで、間違っているんだらば、そのことを明確に示していただかないと、我々は判断に困るわけです。だから、今の話でちょっと云々かんぬんしたけど、ごによごによとしたけども、740メートルつつったんで、300メートルなのすかどがね、いや、400メートルなのすか。そして、その中身を含んで7, 579万円なんですよという、今の説明、これをもっと飛躍というかね。だから、740メートルも含めて7, 579万と請け負ったんだらば、この歩車道境界ブロックだけはこの立面図で示された赤い部分からここの部分だけはずっと赤く示していただかなければ、我々はそれでようやくこの中身なんですよ。こいつ、ちゃんとした説明資料として私たちに配布されて出てるんでしょう。そういう説明をしていただかないと困るつつうがね、判断できないんです。そこんどご明確に、もしこの資料に誤りがあるんだらば、これは改めてきちっとしたね、この概要、この3枚がちゃんと合致するような説明資料として提起して、改めて提起していただかないと、こういうね、中途半端な形で認めてくださいと言われても非常に困るんですよ。その辺の

何ていいますか、何を信じて我々は判断すればいいのか、改めてお伺いいたします。

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩します。暫時10分間休憩とします。再開は6時35分とします。

午後6時25分 休憩

午後6時35分 再開

議長（岩佐哲也君） 再開いたします。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） この際、さらに10分間の延長の申し入れが、暫時休憩とします。申し入れがありますので10分間の休憩。したがって、6時45分再開といたします。6時45分です。

午後6時35分 休憩

午後6時45分 再開

議長（岩佐哲也君） 再開いたします。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） ただいま資料の差しかえがあったようですので、その辺の説明からお願いしたいと思います。

建設課長（佐藤 誠君） はい、議長。事実関係について確認いたしましたところ、先ほどの私の説明に誤りがございましたので、その点おわび申し上げますとともに、改めて説明させていただきます。

資料全体を差しかえさせていただきます。そして、この中で訂正になった点が、6番、工事の概要の一番下の行、歩車道境界ブロックの延長でございます。当初の資料が740メートルとなっておりますが、これは間違いでございまして284メートル、差しかえ資料の値が正しい値でございました。間違った説明をいたしましたところをおわび申し上げます。

また、補足となりますけれども、3枚目の図面のところで、真ん中やや右より、中ほどにですね、米印で「転落防止柵及び歩車道境界ブロックは工事終点を超え全長を施工する」となっておりますけれども、これに関しましては、歩車道境界ブロックといいますがどうしても6メートル単位で施工してまいりますので、配置していきますとこちらの全長300メートルにはおさまりに切らない部分がございます。その部分については、そこで切ることはせずに、ちゃんと6メートル分を区切りのいいところまで施工するよという指示でございました。これに関しましては、誤解を招くような表現となっていたところをおわび申し上げます。

以上になります。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。そういう説明であったんですが、この過ちを、誤りを、単純なこのケアレスミスとして受けとめればいいのかね、その辺の説明若干なかったんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。我々はそういうところも見て、そして最終的に判断するということになるわけで、そういうのも単純なケアレスミスであるならばその辺の対応をね、きちっとした管理をどのようにして最終的にね、チェックして我々に示すのかどがね、その辺の対応等についてもね。今の説明だど、本当にもう単純なケア

レスミス、ちょっと書き損じたのがね、そういった説明になっているんだけども、それで通るようなこれはミスだったのかどうかということ、この辺は町長にお尋ねするごどになんのかな。いや、その前にこっちなね、っていうような重大なミスではなくて、これは明らかにこの単純なケアレスミスですよということであれば、それはね、大きな今後障害つつうがな、にはならない、その辺の管理をきちっとね、チェック体制をきちっとするというので、こういったミスについては今後対応できるのがね、ということもないどね、なかなか今回これでね、はいわかりましたというふうにしていいのかわかっていうごどもあるんで、その辺についても改めて確認します。

議長（岩佐哲也君）原因と今後の対応についてということで、建設課長佐藤 誠君。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今回の資料のミスの内容でございますけれども、こちら発生した経緯といたしまして、工事の数量、ここでは概要を示しておりますけれども、そのほかにもいろいろな工事がございます。そして、その中で近くの行にあった740メートルという数字をですね、こちらが誤って歩車道境界ブロックの数字のほうに入れてしまったという経緯でございました。こちら、再度入念にチェックすれば防げる内容であったと感じております。以後ですね、資料を作成する際には、この議案の重みをですね、もう一度重く受けとめまして、慎重に資料をつくるようにしていきたいと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こういったミスって結構こういう場面で、私は余りそういうミス、大体手書きだから、余りそういうミスは犯さないんだけども、あるんだよね、よぐね。どこをこう間違っただけで別なこつつうのはね、これに限らずね、っていうその要因は、んだから、それはんだから、私はケアレスミスって今表現つけただけでも、で済ませる。しかしながら、問題なんです。やっぱりその最終チェックの管理つつうがね、っていうのはやっぱりそごはそういう関門は通さなくちゃいけない、つくらなくちゃいけないというふうに思うんですが、これはね、こういったミスはこれに限らず見受けるということ。しかし、これ、7,000、数字に対してのね、中身だからね。もし、契約つつうがな、そんどぎに、向こうのほうで740で計算してきたときにどうなんのというごどになるから、プロはそういうふうには見ないけども、そこでわがっと思うんだけどもね。ということで、もう、はい、長々とあれだけど、こういったね、きちっとその辺のこのシステムをね、もう少し確認して、そして我々にはこういうね、内容のもので提起はしないでいただきたいということを訴えて終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也）これから議案第76号令和元年度 社総交（復興）請5号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）議長諸報告を行います。

1. 長送付議案の受理。

町長から議案1件が追加送付され、これを受理したのでその写しを配布しております。

2. 委員会継続調査申し出書の受理。

議会広報・広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申し出書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上で議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）ただいま同意第3号監査委員の選任につき同意を求めることについて、が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第3号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

大変失礼しました。もとい訂正させていただきます。ただいま「同意第3号」と申し上げましたが、ここは「同意第5号」でございました。訂正方を願います。監査委員の選任について同意を求めることについて「第5号」でございます。よろしくお願いたします。

同意第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議長（岩佐哲也君）追加日程第1. 同意第5号を議題とします。

10番阿部 均君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となるため退場を求めます。

町長から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第5号監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により、議会議員のうちから監査委員を選任するに当たり、議会から推薦のありました中山区在住の阿部 均氏が監査委員として適任でありますので、議会の同意を求めるため提案するものであります。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議

会先例 90 番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意 5 号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第 5 号は同意することに決定しました。

除斥議員の入場を求めます。

議長（岩佐哲也君）日程第 17. 閉会中の継続調査申し出について議題といたします。

議会広報・広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、山元町議会会議規則第 74 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報・広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会広報・広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第 3 回山元町議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 6 時 58 分 閉 会
